

D 首都圏の交通への影響とその後の取り組み

D 首都圏の交通への影響とその後の取り組み

- 発災直後は鉄道の運行停止により帰宅困難者が発生
- 震災後1カ月程度は計画停電や燃料不足により、公共交通の運休・減便が発生
- 東日本大震災を踏まえ、協議会の開催、条例の策定、防災訓練等の首都直下地震等に備えた取り組みが始まっている

○鉄道運休等による影響

- ・発災直後には、施設点検などを実施するために、首都圏の鉄道各線では広範囲で運行停止したことなどから、都心部を中心に多数の帰宅困難者が発生した。
- ・バスは夕方頃、鉄道は深夜頃から運行が再開され、終夜運行などの対応の他、職場等での待機の呼び掛け等が行われたものの、駅周辺では大きな混雑が発生した。また、一部の鉄道駅は閉鎖され、駅を閉め出された帰宅困難者が駅周辺に溢れ、混雑に拍車をかけた。
- ・また、発災直後から高速道路の通行止めになったことや、徒歩帰宅者の車道通行などにより、幹線道路を中心に大きな渋滞が発生した。

○大規模な計画停電等による影響

- ・原発事故等による電力供給不足から計画停電（3/14～）が実施され、鉄道事業者は多くの路線で運休や大幅な本数削減などの対応が取られたため、大きな混乱が起きた。
- ・これを受け電力会社と鉄道事業者が協議により、鉄道会社へ最低限必要な電力を供給することに合意し、2日目（3/15）以降は混乱が最低限に抑えられた。
- ・また、首都圏でも軽油などの燃料不足が発生し、これにより、バス事業者では一部路線の運休や運行本数を減らした特別ダイヤでの運行を実施した。

○東日本大震災を踏まえた取り組み

東日本震災を踏まえ、首都圏では、

- ・災害時における鉄道の運行に関する協議会の開催（鉄道事業者、国土交通省）
- ・帰宅困難者の抑制の責務を明示した条例の策定（港区）
- ・幹線道路の通行規制等の防災訓練の実施（東京都等） など

の首都直下地震等に備えた取り組みが始まっている。

■震災による首都圏の交通への影響の時系列変化

項目	3月												4月以降											
	11日(金) 当日		12日(土) 1日後		13日(日) 2日後		14日(月) 3日後		15日(火) 4日後		16日(水) 5日後			17日(木) 6日後		18日(金) 7日後		19日(土) 8日後		20日(日) 9日後		21日(月) 10日後		26日(土) 15日後
地震発生など	14:46 地震発生 14:49 大津波警報				13:50 津波警報へ切り替え		18:00 津波注意報解除																	
ライフライン	燃料(ガソリン)				3/13 ガソリン不足が顕在化(報道など)				3/17 経済産業省による対策開始														3月下旬 首都圏の燃料不足が概ね解消	
	電気						3/14~18 首都圏で計画停電を実施						3/22~25 計画停電を実施		3/28 計画停電を実施								4/6 計画停電の原則不実施を発表	
首都圏の交通への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の発生 ・都内を中心に渋滞が発生 		<ul style="list-style-type: none"> ・3/12からバス事業者は震災の影響により順次特別ダイヤで運行(減便) 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画停電により交通機関に混乱発生 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電への懸念から交通機関に混乱発生 																	
行政の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省:バス会社に増便や終夜運転を要請 ・首都圏の9都府県:コンビニなどへ協定に基づく帰宅困難者への休憩場所提供などを要請 ・東京都:帰宅困難者支援のため災害救助法の適用を決定 ・東京都:市町村と協力し、一時待機施設の確保(1,030施設で9万4千人を受け入れ(12日4時現在)) ・枝野官房長官会見:職場などでの待機を呼びかけ(17:30) 		<ul style="list-style-type: none"> ・首相会見:東京電力の「計画停電実施」を了承 		<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省:東電に鉄道各社への優先供給を要請(⇒東電と鉄道各社が合意) 		<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が大規模停電回避のための大臣談話を発表 ・国土交通省は鉄道会社に対し、緊急的に運行本数を削減するよう要請 																7/1 電力使用制限令解除 9/9 電力使用制限令解除	
交通基盤	高速道路		<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後から全線通行止め 14:55 緊急パトロール及び緊急点検開始(23:50終了) 1:00 羽田線、渋谷線、湾岸線の一部、横羽線、狩場線から通行止め解除 		<ul style="list-style-type: none"> ・3:00 湾岸線の一部を除く本線区間は通行止め解除 																		3/27 首都高全線通行止め解除(応急復旧を終了)	
	一般道		<ul style="list-style-type: none"> ・郊外から都心方面に向かう車が発生(警視庁交通管制センター) 20:00 東京都内の渋滞がピーク(警視庁交通管制センター) 未明になっても都心部では渋滞が継続 		<ul style="list-style-type: none"> ・夕方から直轄国道の照明のうち、交差点部にある照明灯を除き順次消灯 ・都心や都心に向かう幹線道路で渋滞発生 																			
	歩道等		<ul style="list-style-type: none"> ・路上通行者は午後7時に300万人でピーク(三菱総研シミュレーション) ・徒歩帰宅者による混雑で、歩道をはみ出し、車で渋滞する車道を歩く人も発生 																					
	空港		<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後から羽田空港、成田空港ともに点検のため空港閉鎖 16:00 羽田空港で運転再開 19:00 成田空港は出発便のみ再開 2:00時点 羽田空港1.5万人、成田に8.5千人が帰宅不能(国土交通省) 																					
鉄道・バス	JR		<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後から運休 18:20 JR東日本は全線で終日運休を決定(一部を除いて駅を閉鎖) (⇒帰宅困難者が駅周辺で滞留) JR東日本の再開状況 ・山手線など主要路線が8時ころから運行再開 ・中央本線が始発から運行再開 78.1% 89.2% 96.2% ・13日午前中に大半の路線で運行再開 		<ul style="list-style-type: none"> 3/15~東電との合意を受けて運転区間延長、及び運休時間帯を解消 ・山手線全線、中央線及び京浜東北根岸線等の一部区間を除き終日運休 ・横浜駅などで駅への入場制限を実施 JR東日本の運行状況 ・終日運休や間引き、減速運転により混乱 ・3/15~東電との合意を受けて運転区間延長、及び運休時間帯を解消 ・一部路線を除き運行本数を削減して運行 9/12~ 通常ダイヤで運行へ 																			
	私鉄		<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後から運休 私鉄の再開状況 21:50 西武鉄道が運行再開、22時過ぎから京王、東急、小田急が順次再開 50.7% 98.1% 98.8% 99.6% ・12日午前中に大半の路線で運行再開 		<ul style="list-style-type: none"> ・大手私鉄や地下鉄も一部区間、一部の時間帯を除き多くの路線で運休 私鉄の運行状況 ・終日運休や間引き、減速運転により混乱 ・運行本数を削減して運行 9/10~ 通常ダイヤで運行へ 																			
	地下鉄		<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄の再開状況 20:40 東京メトロ半蔵門線や都営大江戸線から順次運行再開 89.3% 98.9% 100% ・11日中に大半の路線で運行再開 		<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄の運行状況 ・終日運休や間引き、減速運転により混乱 ・夕方以降、運行本数の削減や運休を実施 9/12~ 通常ダイヤで運行へ 																			
バス		<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後から運休 16:00 都営バスは全路線で運行再開 21:40 川崎市営バスが終夜運行を発表 ・多くの事業者が帰宅難民対策のため深夜~終夜運行 都営バスや川崎市営バスなどで終夜運行 3/12 小田急、都営バスが震災ダイヤ化 3/12からバス事業者は震災の影響により順次特別ダイヤで運行 		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運休によりバス停に長蛇の列 ・一部のバス事業者で、詰めかける乗客に対応しきれず、運休も発生 3/15 神奈川中央交通、西武、京成、新京成等が震災ダイヤ化 3/14 国際興業、京王、東武が震災ダイヤ化 3/22 立川バスが震災ダイヤ化 3/28 都営、小田急、立川、京成、新京成、京王等正常ダイヤ化 4/1 国際興業、東武等も正常ダイヤ化 大半の路線が正常ダイヤ化 																				

※鉄道の再開状況は、「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」資料を基に東京駅から30km圏内の主要路線の復旧した営業距離の割合を算出、3/14以降の運行状況は運行割合を色で示す。

文字凡例
■ 赤: 首都圏の交通への影響と発生要因に想定されるもの ■ 青: 事象に対し行われた施策 ■ 緑: 鉄道、バスの運行状況に関わる内容

事例 No	140	分類	緊急対応期	類型	帰宅困難者の発生
事象等	首都圏の発災時の状況				
関係機関	—				
概要	震災の発生により、首都圏では鉄道の運休等による交通機関の麻痺や高速道路の通行止め、徒歩帰宅者等による渋滞が起こり、大混雑が発生した。JRは、全線を終日運休とするなど混雑は翌日12日まで続いた。				

注) 著作権の関係から、ウェブサイト上に掲載する参考資料編には、新聞記事の転載は行っていない。

(「首都圏 帰宅難民 東日本大震災 各地の駅大混雑」、朝日新聞(号外) 2011年3月11日)

事例 No	141	分類	緊急対応期	類型	帰宅困難者の発生
事象等	帰宅困難者の発生状況				
実施者	東京都				
概要	首都圏では、震災発災後、公共交通機関が機能を失うことにより、都内を中心に 515 万人もの帰宅困難者が発生したと推計される。これを受けて東京都では、帰宅困難者の待機所として公共施設を開放し、94,001 人を受け入れた。				

○首都圏で発生した帰宅困難者数

東日本大震災では、人口が集中する都心部で公共交通機関が機能を失うことにより、都内で帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱をもたらした。協議会では、東日本大震災時の帰宅困難者対策の実態調査を行っている。

実態調査では、個人、企業、自治体、主要駅にアンケートを行っている。調査の結果、東日本大震災時には、首都圏で約 515 万人の帰宅困難者（3月11日のうちに帰宅ができなかった人）が発生したと推計された。都内では首都圏の帰宅困難者の約 70%にあたる約 352 万人の帰宅困難者が発生したと推計されている。

【3月11日の帰宅困難者数の推計】

地震発生時の場所	3月11日の帰宅困難者数
東京都	約352万人
神奈川県	約67万人
千葉県	約52万人
埼玉県	約33万人
茨城県南部	約10万人
合計	約515万人

※この推計には、10歳代は含まれていないため、実際の帰宅困難者はこれよりも多かった可能性がある。

○東京都が行った帰宅困難者への対応

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。

東日本大震災では、交通機関が不通となった状況を踏まえ、都は、区市町村の協力も得ながら帰宅困難者が一時的に待機する施設の確保に努め、結果として 1,030 施設を開放し、94,001 人を受け入れた。

【一時待滞在設数と収容人数】（平成23年3月12日4:00現在）（単位：数・人）

施設区分	施設数	収容人数
都関係施設（都庁舎、都立学校等）	329	27,680
国、区市町等所管施設（民間を含む）	701	66,321
計	1,030	94,001

※島しょを除く（東京都集計）

（東京都の帰宅困難者対策の基本的考え方）

事例 No	142	分類	緊急対応期	類型	道路の渋滞状況
事象等	道路の渋滞状況				
実施者	東京都				
概要	首都圏では、震災発災後、公共交通機関が機能を失い、多数の帰宅困難者が発生した。これらの帰宅困難者が、自家用車や歩行で帰宅をしようとしたため、都内の道路は人や車であふれた。また、高速道路点検の通行止めもあり、渋滞は長引いた。				

3.11 東日本大震災当日の国管理道路（都内23区）の交通状況及び応急復旧上の支障

- 公共交通機関の運休や高速道路点検に伴う車両規制などで国道に大渋滞が発生するとともに、徒歩で帰宅する歩行者が多数発生。その結果、道路施設被災状況点検に時間を要した（目標：3時間以内→今回約13時間<4.3倍>）
- 点検状況の報告手段（携帯電話）が不通。公衆電話や点検者が出張所に出向き報告するなど、被災状況が災害対策支部（事務所）まで届くのに時間を要し、応急復旧計画作成及び作業着手に支障

項目	状況
■渋滞状況、帰宅困難者の歩行状況	<p>都内(23区内)の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号(大手町～飯倉) 22:50 歩行者(上下)多数、地下鉄開通に伴い解消の方向。車道(上下)大渋滞。 26:50 歩行者(上下)まばら。車道(上下)大渋滞。 ・国道15号(日本橋～新橋) 23:50 歩行者(上下)多数、地下鉄開通に伴い解消の方向。車道(上下)大渋滞。 28:25 歩行者(上下)まばら。車道(上下)スムーズ。 ・国道17号(神田～東大前) 23:20 歩行者(上下)流れはスムーズ。車道(下)渋滞。 28:20 歩行者(上下)まばら。車道(下)大渋滞、(上)スムーズ。 ・国道20号(半蔵門～四ツ谷) 22:30 歩行者(下)流れはスムーズ。車道(上下)大渋滞。 26:55 歩行者(上下)まばら。車道(上下)大渋滞。 ・国道246号(赤坂見附～青山1) 24:20 歩行者(下)多数、(上)少数。車道(上下)大渋滞。 26:50 歩行者(上下)まばら。車道(上下)大渋滞。 ・国道254号(春日町～大塚3) 24:00 歩行者(下)多数も流れはスムーズ、(上)少数。車道(下)大渋滞、(上)渋滞。 27:55 歩行者(上下)まばら。車道(下)大渋滞。
■管理道路施設の点検進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関が止まったため道路に車両があふれ、一部事務所では車による点検が困難な状態であった(1時間当たり点検距離:200mなど)。 ・代替として自転車によるパトロールを実施したが、点検に長時間を要した。 点検開始:発災直後(3月11日15時頃)、点検完了(3月12日4時頃) 約13時間
■情報伝達・共有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・初動時は外部との電話連絡がほとんど繋がらない。固定電話、携帯電話とも通信不能。 (道路施設点検時連絡手段:Ku-SAT(国土交通省携帯通信機器)公衆電話など)

(第1回関東防災連絡会資料)

事例 No	143	分類	緊急対応期	類型	鉄道の再開状況
事象等	鉄道の再開状況				
実施者	東京都				
概要	首都圏の鉄道は、東京地下鉄や都営地下鉄等の地下鉄が、ほぼ全線で当日のうちに運転を再開した。他の私鉄も当日より順次運転を再開しているが、JRの運転再開は、翌日(3/12)からの復旧であり、他の鉄道に比べて復旧に時間がかかった。				

○東日本大震災発生後の首都圏鉄道における運転再開日時
(東京駅から30km圏内の主要鉄道線区)

事業者名	線名	区間等	営業キロ	運転再開日時	事業者名	線名	区間等	営業キロ	運転再開日時			
				日 時刻					日 時刻			
JR東日本	東北線	上野～大宮	26.7	3/12	13:48	京浜急行電鉄	本線	泉岳寺～品川	1.2	3/13	4:57	
	常磐線	上野～柏	29.1	3/12	7:56		品川～黄金町	25.6	3/12	5:02		
	常磐・緩行線	綾瀬～北柏	21.5	3/12	8:59		空港線	羽田線～羽田線内線ターミナル	6.5	3/12	5:19	
	武蔵野線	府中本町～南船橋	77.2	3/12	10:36		大師線	京急川崎～小島新田	4.5	3/12	5:07	
	総武本線	東京～稲毛	35.9	3/12	7:54		相模鉄道	本線	横浜～西谷	6.9	3/11	21:41
	総武・中央線行線	三鷹～御茶ノ水～稲毛	56.9	3/12	8:34		銀座線	浅草～渋谷	14.3	3/11	20:40	
	京葉線	東京～稲毛海岸	35.3	3/12	14:00		丸の内線	池袋～荻窪～中野坂上～方南町	27.4	3/11	23:00	
	埼京線	大崎～大宮	36.9	3/12	7:00		日比谷線	北千住～南千住	2.1	3/12	8:43	
	山手線	大崎～大崎	34.5	3/12	8:00			南千住～上野	3.2	3/12	1:09	
	中央線	東京～国立	34.5	3/12	7:36			上野～中目黒	15.0	3/11	23:32	
	湘南新宿ライン	池袋～大宮	22.6	4/4 [※]	5:16	中野～高田馬場		3.9	3/12	6:55		
	JR東日本	横須賀線	東京～横浜	31.7	3/13	8:21	東西線	高田馬場～妙典	22.9	3/11	23:08	
		東海道線	東京～横浜	28.8	3/12	7:59		妙典～西船橋	4.0	3/12	6:55	
		南武線	川崎～谷保	31.6	3/12	7:32	千代田線	北綾瀬～綾瀬	2.1	3/12	9:40	
		鶴見線	鶴見～扇町・海芝浦・大川	9.7	3/13	5:44		綾瀬～北千住	2.5	3/12	9:35	
		横浜線	東神奈川～長津田	17.9	3/12	7:00		北千住～大手町	9.9	3/11	22:55	
		京浜東北線	大宮～東京～横浜	59.1	3/12	8:56		大手町～表参道	6.6	3/11	22:35	
		根岸線	横浜～石川町	3.8	3/12	19:09		表参道～代々木上原	3.1	3/12	0:35	
伊勢崎線		浅草～北千住	7.1	3/12	10:10	和光市～池袋		11.5	3/12	5:00		
東武鉄道		野田線	北千住～武蔵	24.0	3/12	8:57	池袋～新木場	16.8	3/11	22:15		
			梅郷～柏	12.0	3/12	9:45	半蔵門線	渋谷～九段下	6.6	3/11	22:37	
	亀戸線	曳舟～亀戸	3.4	3/12	13:00	九段下～押上		10.1	3/11	20:40		
	大塚線	西新井～大塚前	1.0	3/12	13:00	南北線	目黒～白金高輪	2.3	3/11	23:13		
	東上本線	池袋～ふじみ野	24.2	3/12	5:54		白金高輪～赤羽岩淵	19.0	3/11	21:20		
	池袋線	池袋～所沢	24.8	3/11	21:55	副都心線	小竹向原～池袋	3.2	3/12	20:10		
新宿線	西武新宿～所沢	28.9	3/11	21:55	池袋～渋谷		8.9	3/12	0:00			
西武鉄道	拝島線	小平～小川	2.7	3/11	22:00	新京成電鉄	新京成線	京成津田沼～松戸	26.5	3/12	6:00	
	豊島線	練馬～豊島園	1.0	3/11	21:57	つくばEXP	本線	秋葉原～八潮	15.6	3/12	9:10	
	国分寺線	東村山～国分寺	7.8	3/11	22:04		八潮～流山おたかの森	10.9	3/12	12:26		
	多摩湖線	国分寺～八坂	5.6	3/11	22:00		流山おたかの森～特急キヤンパス	3.5	3/13	6:30		
	西武有楽町線	練馬～小竹向原	2.6	3/22 [※]	5:46		浅草線	西馬込～浅草橋	15.2	3/11	21:20	
	多摩川線	武蔵境～是政	8.0	3/11	23:20	三田線	浅草橋～押上	3.1	3/12	5:16		
京成電鉄	本線	京成上野～八千代台	36.6	3/12	6:20	三田線	白金高輪～三田	1.7	3/12	0:35		
	押上線	押上～青砥	5.7	3/12	6:40		三田～西高島平	22.5	3/11	21:15		
	千葉線	京成津田沼～京成稲毛	8.1	3/12	6:45	新宿線	新宿～本八幡	23.5	3/11	21:58		
	金町線	京成高砂～京成金町	2.5	3/12	6:30	大江戸線	都庁前～光が丘	40.7	3/11	20:40		
京王電鉄	京王線	新宿～聖蹟桜ヶ丘	26.3	3/11	22:10	横浜市交通局	ブルーライン	あざみ野～伊勢佐木長者町	21.4	3/11	23:15	
	相模原線	調布～京王永山	11.4	3/11	22:10		グリーンライン	日吉～中山	13.0	3/11	23:20	
	競馬場線	東府中～府中競馬正門前	0.9	3/11	22:10	流鉄	流山線	馬橋～流山	5.7	3/11	16:20	
小田急電鉄	井の頭線	渋谷～吉祥寺	12.7	3/11	22:10	北総鉄道	北総線	京成高砂～白井	17.8	3/12	5:00	
	小田原線	新宿～鶴川	25.1	3/12	0:00	東葉高速鉄道	東葉高速線	西船橋～八千代線が丘	16.2	3/12	6:10	
	多摩線	新百合ヶ丘～小田急永山	6.8	3/12	0:00	埼玉高速鉄道	埼玉高速鉄道線	赤羽岩淵～浦和美園	14.6	3/11	21:20	
東京急行電鉄	東横線	渋谷～横浜	24.2	3/11	22:30	東京臨海高速鉄道	りんかい線	新木場～東京テレポート	4.9	3/12	6:22	
	目黒線	目黒～田園調布	6.5	3/11	22:30	東京モノレール	東京モノレール羽田線	モレール浜松町～羽田線東横線ビル	17.8	3/12	4:58	
	田園都市線	渋谷～長津田	25.6	3/11	22:30	横浜高速鉄道	みなとみらい21線	横浜～元町・中華街	4.1	3/11	22:43	
	大井町線	大井町～二子玉川	10.4	3/11	22:30							
	東急多摩川線	多摩川～蒲田	5.6	3/11	22:30							
	池上線	五反田～蒲田	10.9	3/11	22:30							
	こどもの国線	長津田～こどもの国	3.4	3/11	22:30							

※ 計画停電の影響がある。

(第1回大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会資料)

【参考：東日本大震災発生時における鉄道の運転再開まで】

2. 2 東日本大震災発生時における運転再開までのフロー（東京駅から30km圏内）

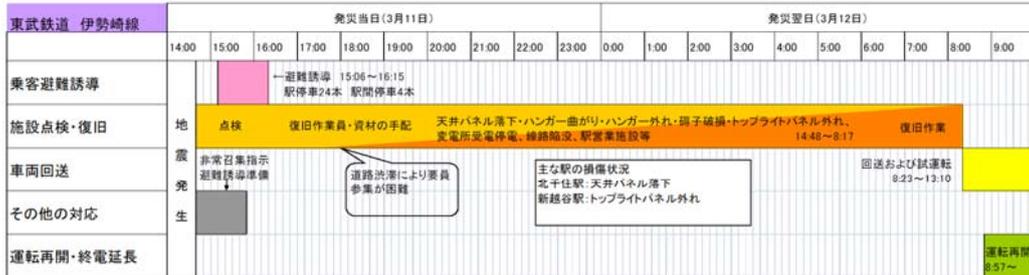
【東日本旅客鉄道（株）山手線】



【東日本旅客鉄道（株）東海道線】



【東武鉄道（株）伊勢崎線】



【東京地下鉄（株）銀座線】



(第4回大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会資料)

事例 No	144	分類	緊急対応期	類型	帰宅困難者対策
事象等	渋滞・歩行帰宅者への対応				
実施者	東京都				
概要	首都圏では、震災発災後、公共交通機関が機能を失い、多数の帰宅困難者が発生した。国土交通省では、運転再開が困難な鉄道に代わる代替輸送をバス会社に要請した。しかし、一部の帰宅困難者は、自家用車による帰宅や歩行による帰宅を求め、都内の道路には、歩行者があふれ渋滞も発生した。				
<p>○帰宅困難者に水やトイレをコンビニなどに支援要請</p> <p>帰宅困難者への支援として、首都圏の九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、震災当日の夕方、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を結んでいるコンビニエンスストア、ファミリーレストランなどに対して、支援の要請を行った。要請を受けた各事業者では、急増する来店者への対応に加え、店内トイレの貸出しなどを行い、帰宅困難者を支援した。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省「首都圏整備に関する年次報告」）</p> <p>○災害救助法の適用</p> <p>都内において、大量の帰宅困難者が発生し、避難所等において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。（46区市町）</p> <p style="text-align: right;">（東京都災害即応本部 2011年3月12日 9:00）</p>					

事例 No	145	分類	緊急対応期	類型	帰宅困難者対策
事象等	京王グループの取り組み				
実施者	京王グループ				
概要	<ul style="list-style-type: none"> 京王グループでは、鉄道を22時より再開し、30～40分間隔で終日運行を行った。また、鉄道の運行と連携してバスも終車時間を延長して運行した。 鉄道が運行停止している間は、閉店後の京王百貨店を開放し、帰宅困難者を受け入れて食料の配布などを行った。 				

3月11日～12日：交通インフラ復旧などの取り組み

東日本大震災当日、お客さまの帰宅手段を確保するため、京王線・井の頭線では安全確認の後、終夜運転を実施し、路線バスでも運行時間の延長を行いました。また、京王プラザホテル（新宿・多摩・八王子）では約2,000名の帰宅困難なお客さまに対し、宴会場等の施設を開放したほか、京王百貨店新宿店で

も翌日まで店内を開放するとともに、飲料や食料の提供を行い、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターでは、閉店とともに滞留されているお客さまの一時避難場所として、B館2階センターコートを開放し、鉄道の運行再開までご休憩いただきました。

京王電鉄・バス

終夜運転を行うとともに、バスとの連携を図る



地震発生直後、徒歩による全線および各基地内の点検を開始するとともに、本社鉄道事業本部内に災害対策本部を設置しました。22時10分には京王線・井の頭線で全列車運転を再開し、30～40分間隔で終夜運転を実施しました。

京王線・井の頭線の終夜運転に対応して、京王電鉄バスは主要路線で終車の延長を行いました。

西東京バスでも京王線の運転再開を受け終車を4時40分まで延長しました。



運転再開後の渋谷駅

京王百貨店 新宿店

鉄道の運行停止を受け、帰宅困難者の方々に店内を開放



閉店とともに、「鉄道の運転が再開するまで店内でお待ちいただけます」旨のご案内をしました。深夜も滞留されているお客さま約400名にはパンを配布。翌朝、全てのお客さまが帰宅されました。



店内カメラの映像より

京王プラザホテル（新宿）

鉄道の運行停止を受け、帰宅困難者の方々に宴会場とロビーラウンジを開放



地震発生直後には、地震発生のご案内と注意を館内放送（5ヵ国語）で行い、17時30分にはホームページに滞在中のお客さまの安否情報を掲示しました。また、帰宅困難な方々のために、3つの宴会場とロビーラウンジ2カ所を開放し、約1,600名の方に、スタッフが水とお茶を提供しました。

（「環境報告書 2011 CSR レポート」京王グループ）

事例 No	146	分類	緊急対応期	類型	帰宅困難者対策
事象等	横浜市営鉄道・バスの取り組み				
実施者	横浜市営鉄道・バス				
概要	横浜市営鉄道は施設の点検後、午後 11 時頃より運転を再開し、終日運行した。また、市営バスについても午後 7 時頃から運転を再開し、鉄道の運行に合わせて終夜運行を行った。				

災害発生当日の地下鉄・バスの運行

(1) 当日の状況（3月11日）

午後 2時46分	地震発生 地下鉄の震度計（新羽駅）が震度5弱を感知 総合司令部よりお客様の安否確認と地下鉄全列車発車待ちを指示
午後 2時55分	バス一斉無線にてお客様の安否確認、道路状況確認を指示
午後 3時20分	バス全車運行停止を指示
午後 6時45分	バス運行再開（信号不点灯、津波影響のある31路線除く）
午後 7時30分	地下鉄ブルーライン線路内点検中に第三軌条脱落を確認
午後 9時50分	地下鉄・バスの終夜運行実施を決定
午後10時35分	地下鉄ブルーライン第三軌条復旧作業完了
午後11時15分	地下鉄運行再開

(2) 地下鉄の運行再開までの取組

地震発生後から順次、ブルーライン及びグリーンラインの駅やトンネル等の施設、線路、電気設備、車両基地の巡回点検を開始し、点検・復旧作業終了後、ブルーラインは午後11時15分に、グリーンラインは11時19分に運行を再開しました（終夜運行実施）。

終夜運行実施本数：81本 乗客数（推計）：約24,000人

(3) バスの運行再開までの取組

地震発生後直ちに、お客様の安否確認を行うとともに、安全な場所へ車両を停車して、安全運行を第一として道路被害状況、信号停電状況等の確認を行いました。

営業所職員等による道路状況等確認後、停電により信号機が不点灯となったバス路線及び津波警報発令による沿岸部の一部バス路線を除き、午後6時45分運行を再開しました（終夜運行実施）。

なお、翌日以降は通常ダイヤで運行しました。

終夜運行実施便数：74便 乗客数推計：約1,100人

（横浜市 水道・交通委員会資料 平成23年5月27日）

事例 No	147	分類	応急期	類型	計画停電による影響
事象等	計画停電による混乱				
実施者	東京都				
概要	電力供給の不足のため、首都圏で計画停電が実施された。これに伴い首都圏の鉄道各社は、終日運休や運行本数の削減等に対応した。情報が錯綜したこともあり駅は混乱し、都心に向かう道路等も渋滞が発生した。				

注) 著作権の関係から、ウェブサイト上に掲載する参考資料編には、新聞記事の転載は行っていない。

(「計画停電 大混乱 東電判断、二転三転 首都圏の鉄道網直撃」、読売新聞 2011年3月14日)

事例 No	148	分類	応急期	類型	計画停電による影響
事象等	計画停電への対応				
実施者	国土交通省・東京電力・鉄道事業者				
概要	国土交通省の要請により、東京電力と鉄道事業者が協議を行い、鉄道事業者が電力消費を抑えるような努力を行う代わりに、計画停電の実施に左右されずに鉄道を運行できるようにすることで合意した。				

注) 著作権の関係から、ウェブサイト上に掲載する参考資料編には、新聞記事の転載は行っていない。

(「鉄道ダイヤ乱れ、大幅改善 国交省、決る東電説得」、読売新聞 2011年3月15日)

■首都圏の交通への影響とその後の取り組み

発生時期	主な要因	首都圏の交通への影響	課題	東日本大震災を踏まえた取り組み					
				取り組み	内容	主体等	期間等	出典	
発災直後 ～発災1日後 (3月11日 ～12日)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な鉄道の運休 その他交通機関の麻痺 駅の閉鎖(JR東日本) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の発生 (帰宅困難者が駅周辺に滞留および徒歩帰宅者の発生) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅者の抑制等 	<ul style="list-style-type: none"> 「地震防災対策の充実強化」等の提案 	<ul style="list-style-type: none"> 国の関係機関に「首都圏直下地震対策大綱」による被災時の基本原則「むやみに移動を開始しない」や「企業等における翌日帰宅・時差帰宅の促進」の周知徹底を提案 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の九都府市 	<ul style="list-style-type: none"> 7月29日(提案) 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書(地震防災対策の充実強化) 	
				<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者抑制のため「区防災対策基本条例」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 震災の影響を踏まえ、『事業者』に帰宅困難者抑制の責務』を明示した「区防災対策基本条例」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 港区 	<ul style="list-style-type: none"> 10月中旬に策定方針 	<ul style="list-style-type: none"> 港区防災基本条例パンフレット 	
				<ul style="list-style-type: none"> 「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の帰宅困難者対策の取組について」検討する協議会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府と東京都 	<ul style="list-style-type: none"> 9月20日開始 (来年秋までに具体策を含め最終報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 	
				<ul style="list-style-type: none"> 都内の全企業に社員3日分の水や食料の備蓄を求め、条例の制定を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都は、都内の全企業に社員の3日分の水や食料の備蓄を求め、条例を制定することを決定 今後、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の議論も踏まえて正式な条例案を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都 	<ul style="list-style-type: none"> 年明けの都議会に条例案を提出し、年度内の成立を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 	
				<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の再開方法 	<ul style="list-style-type: none"> 「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災発災時の首都圏鉄道の運転再開状況と旅客への情報提供等を検証し、大規模地震発災時の運転再開に関する課題の抽出と対応策を協議 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省と首都圏の鉄道事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 4月20日(第1回協議)開始 (9月までに3回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省記者発表資料 (2011.4.18)
				<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の一時避難先の確保(駅施設の利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発災時に駅を待機所として開放する方針を表明 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に駅を帰宅困難者へ待機所として開放する。 首都圏の主要駅に飲料水や救急医療品、毛布など3万人分の備蓄をする方針 一部駅で開始し、2011年度中には配備を終了する予定 	<ul style="list-style-type: none"> JR東日本 	<ul style="list-style-type: none"> 6月24日(方針表明) 10月4日(一部で備蓄開始) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会資料
				<ul style="list-style-type: none"> 徒歩帰宅者発生時の支援施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結事業者拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づく協定締結事業者を拡大(H23.9.1現在 合計22社、16,250箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の九都府市 	<ul style="list-style-type: none"> 6月20日、9月1日 (新規業者と協定を締結) 	<ul style="list-style-type: none"> 9都府市同時発表資料 (2011.9.1)
	<ul style="list-style-type: none"> 首都高速道路の通行止め 鉄道の運休によるタクシーやバスの利用者増加 郊外からの自家用車による送迎が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路で渋滞の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の交通規制などの帰宅困難者対策 	<ul style="list-style-type: none"> 「防災の日」に、都内で大規模な防災訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 都内の幹線道路およそ100箇所を通行止め(東京都の防災計画では、震度6以上で23区内の道路を通行禁止)にした大規模な訓練を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都 	<ul style="list-style-type: none"> 9月1日(防災の日)実施 	<ul style="list-style-type: none"> 朝日新聞 (2011.9.1) 	
				<ul style="list-style-type: none"> 大量の帰宅困難者が発生したことを想定した帰宅困難者対策訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都は、埼玉県や新宿区、千代田区、豊島区等と帰宅困難者対策訓練を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都・埼玉県・新宿区など 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年2月3日 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 	
			<ul style="list-style-type: none"> 教訓を踏まえた新たな交通規制を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の新たな交通規制の方針を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 震度「5強」の災害から交通規制の適用可能 交通規制は、緊急車両の「専用路」と物資輸送車両等も利用できる「通路」の2段階で規制 	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年3月5日発表 	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁作成資料 	

事例 No	149	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅者の抑制等
事象等	「地震防災対策の充実強化」及び「国民保護の推進」について提案書を提出				
実施者	首都圏の9都県市				
概要	首都圏の9都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、東日本大震災を受けて「地震防災対策の充実強化」等に対する提案書を国の関係各省庁へ提出した。				

○「地震防災対策の充実強化」等の提案

首都圏における「地震防災対策の充実強化」及び
「国民保護の推進」に係る国への提案の実施について

平成23年7月29日
総務局

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、防災・危機管理対策委員会での合意に基づき、国の関係各省庁に対し、「地震防災対策の充実強化」及び「国民保護の推進」について、所要の措置を講じるよう提案書を提出しますのでお知らせします。

1 実施時期

平成23年7月29日（金曜日）より

2 提出先

(1)「地震防災対策の充実強化」について

内閣府、総務省消防庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省

(2)「国民保護の推進」について

内閣官房、総務省消防庁

3 提案内容

別添提案書のとおり

※別添 提案書(地震防災対策の充実強化)

※別添 提案書(国民保護の推進)

<p>問い合わせ先 総務局総合防災部広域連携担当 電話 03-5388-2560</p>
--

(東京都報道発表資料 2011年7月掲載)

【参考：首都圏における地震防災対策の充実強化等】

提案書

(地震防災対策の充実強化)

■首都圏における地震防災対策の充実強化等

本年3月11日に発生した東日本大震災では、津波は東北地方を中心に甚大な被害をもたらしただけでなく、首都圏の太平洋沿岸等においても被害を及ぼした。また、臨海部や内陸部の低地を中心に発生した液状化現象は、住宅やライフライン、農地などに深刻な被害をもたらした。さらに、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

近年、切迫性が指摘されている首都直下地震に限らず、我が国の政治・経済の中心である首都圏が大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶこととなる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、今回の震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 首都直下地震をはじめ首都圏に甚大な被害を及ぼす恐れのある地震、それに付随する津波及び液状化に関する調査・観測・研究をさらに充実・強化すること。
- 2 高層ビルや石油タンクなどに被害を及ぼす長周期地震動に関する研究を一層推進するとともに、その成果を活かした対策についても推進すること。
- 3 首都圏における大規模地震等に迅速かつ的確に対応するため、国と九都県市が被災情報を共有できるシステムを、国において構築すること。
そのため、国は、早期に九都県市の政令市に中央防災無線を整備し、国と九都県市、さらには九都県市間で相互に通信できる体制と仕組みづくりを進めること。
- 4 首都圏において大規模地震等が発生した際、国や国の関係団体などの施設について、域外からの救援活動等が円滑に行われるための拠点や帰宅困難者等の一時滞在施設として、使用するための仕組みづくりを進めること。
- 5 帰宅困難者対策を推進するため、国が中心となり、九都県市及び関係地方公共団体、交通事業者、報道機関、警察などの、更なる連携を進めていくこと。
その中で、災害に強い通信基盤の整備や、外出者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくり、発災時の基本原則の周知徹底及び、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等について対応すること。
- 6 被災者の生活再建の根幹となるり災証明書は、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて自治体の裁量で発行されており、各種の被災者支援制度を公平かつ公正に運用する上で課題となっている。そこで、り災証明書発行及び被害認定調査を行う者の身分や権限の法的根拠の明確化を図ること。更に、被害認定調査を行う人材を育成・確保するための全国的な制度を構築すること。
- 7 被災者台帳システムなど、大規模地震による被害の軽減や復旧に関する調査研究成果を地方公共団体と共有するとともに、実用化と普及に向け、所要の施策を早急に講ずること。

(提案書「地震防災対策の充実強化」)

事例 No	150	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅者の抑制等
事象等	帰宅困難者抑制のため「区防災対策基本条例」を制定				
実施者	東京都				
概要	港区では、東日本大震災の教訓を踏まえ、区内の事業者に対して、発災時の一斉帰宅の抑制と、帰宅困難者対策のための飲料水や食料の確保を明文化した防災基本条例を制定した。				

帰宅困難者対策

大地震が発生し、交通機関が停止した場合、区内では多くの帰宅困難者が発生します。災害発生直後に帰宅困難者が一斉に帰宅を開始すると、幹線道路の混雑や駅周辺での混乱が発生し、救命救急活動や交通機関の復旧に支障が生じる恐れがあります。

区では、区内の主要な駅や地域の特性を踏まえながら、事業者等が主体となった帰宅困難者対策を推進する組織づくりや結成後の活動への支援を進めています。区内事業者の積極的な参加をお願いします。

従業員・学生・顧客の一斉帰宅の抑制

企業、学校など組織のあるところは、組織の責任において、従業員、学生、顧客の安全を確保するよう努めてください。

※事業者、学校等は、従業員や学生のため、3日分程度の物資の備蓄をしておきましょう。また、事業所を訪れている方達のための飲料水、食料等の確保もしておきましょう。



帰宅困難者一時受入れ場所等の提供

事業者等は、帰宅困難者の一時受入れ場所や物資の提供、人的支援、その他事業者として可能な支援に努めてください。

※区では、従業員や顧客の一斉帰宅抑制（自助）を前提として、買物や観光等で区内を訪れ、「帰宅困難者となった方」に対する「一時受入れ場所の提供」や「飲料水・食料等の備蓄」、「一時受入れ場所への誘導人員等の協力」などを区内事業者に求めています。ぜひご協力をお願いします。



帰宅困難者となった方自身による共助の活動

買物や観光等でたまたま区内を訪れていて災害に遭い、帰宅困難者となった方は他の被災者への支援など、地域の救援活動を行うよう努めてください。

※一時受入れ場所等を利用する帰宅困難者となった方は、自らも積極的に、飲料水、食料、毛布等の配給や、誘導などの応急対策業務に従事するよう努めてください。



(港区防災基本条例パンフレットより)

事例 No	151	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅者の抑制等
事象等	首都圏直下型地震帰宅困難者等対策協議会の設置				
実施者	東京都				
概要	東日本大震災において発生した帰宅困難者による混乱を受けて、首都圏直下地震に備える協議会を発足させた。国、地方公共団体、民間企業等がそれぞれの取り組みに関わる情報を共有するために、横断的な組織が参加。				

○首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の設置について

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の設置について

平成 23 年 9 月 20 日
内閣府（防災担当）
東 京 都

1. 設置の趣旨

首都直下地震が発災（昼 12 時のケース）した際には、首都圏の外出者約 2,100 万人のうち、約 650 万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。外出先から人々が一斉に帰宅を開始した場合、大きな混乱の発生が懸念され、大量の徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定される。

本年 3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震によって、首都圏において大量に発生した帰宅困難者による混乱等は、首都直下地震に備えて帰宅困難者対策を官民あげて一層具体化していく必要性を顕在化させた。

帰宅困難者対策は、一斉徒歩帰宅の抑制、円滑な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたるところ、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって行政による「公助」だけでは自ずと限界があり、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠となる。これらの対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが重要である。

そのため、内閣府（防災担当）及び東京都は、帰宅困難者等対策について、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議会の概要

【構成機関】国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業・団体等の 31 機関

【座長】内閣府政策統括官（防災担当）・東京都副知事が共同座長

【事務局】内閣府と東京都が共同処理

帰宅困難者等対策は、首都圏全体をまたがる広域的な取組と地域に根ざした取組の双方の観点が必要であることから、内閣府と関係地方公共団体の代表として東京都が共同で協議会を設置

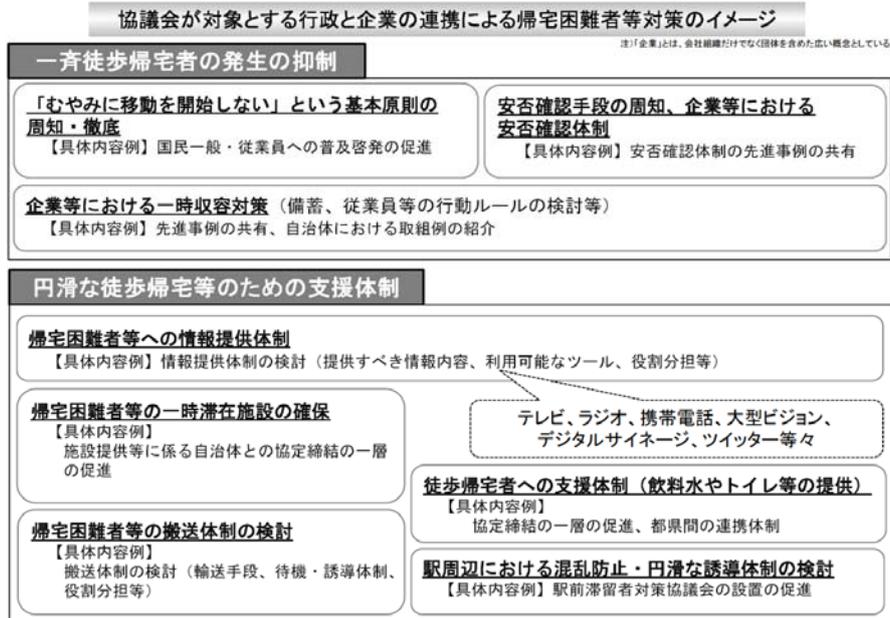
【幹事会】構成員及びオブザーバー機関の担当部課長クラスによる幹事会を設置し、具体の課題について検討

特に、特定課題については、幹事会にワーキンググループを設置し検討

（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 2011 年 9 月 20 日）

【参考：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の開催概要】

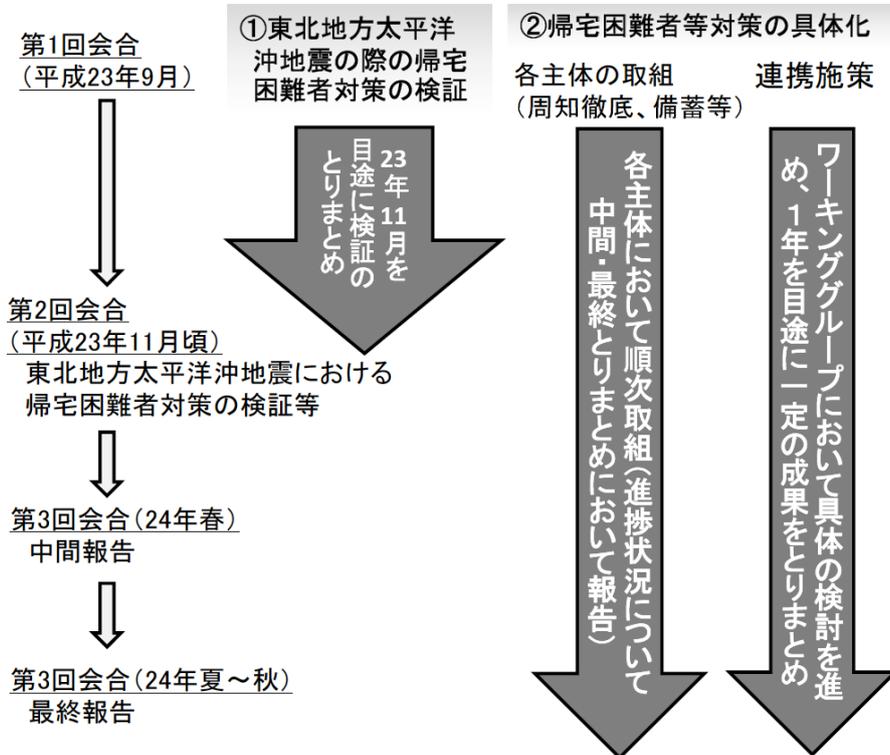
○協議会が対象とする行政と企業の連携による帰宅困難者等対策のイメージ



（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 2011年9月20日）

○首都直下地震帰宅困難者等対策協議会のスケジュール

(2) 検討スケジュール



（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 2011年9月20日）

事例 No	152	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅者の抑制等
事象等	全企業に「3日分の食料備蓄」を求める条例				
実施者	東京都				
概要	東京都では、都内の全企業に対して従業員の3日分の食料備蓄などを求める条例の制定を決めた。今後、内閣府と都が主催している「首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会」で取組を協議していく。				

平成24年3月9日

東京都帰宅困難者対策条例案の概要

<条例の目的>
大規模な地震その他の災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不明な場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故等の発生を防止するため、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進することで、都民の生命、身体及び財産を保護するとともに首都機能の迅速な回復を図る。

総則

- 条例の目的
- 知事の責務 <・実施計画の策定 ・一斉帰宅抑制対策の実施 ・帰宅支援の開始 ・災害時要援護者への配慮>
- 都民の責務 <・家族等との事前の安否確認、自発的な防災活動への協力等の努力義務化>
- 事業者の責務<・帰宅困難者対策への取組、地域との連携協力、帰宅困難者対策に係る計画作成等の努力義務化>
- 事業者等から知事に対する帰宅困難者対策実施状況の報告

一斉帰宅抑制

- 事業者に対する従業員の施設内待機による一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食糧等の備蓄の努力義務化
- 駅、集客施設等における利用者保護の努力義務化

安否確認

- 都と事業者等との連携協力による、安否情報確認と災害関連情報等提供のための基盤整備と必要な体制の確立
- 知事による都民、事業者等への安否確認手段の周知、災害関連情報等の提供

一時滞在施設

- 知事による都が所有、管理する施設の一時的滞在施設としての指定、都民等への周知
- 知事による一時滞在施設確保に向けた国、区市町村及び事業者への協力依頼

帰宅支援

- 知事による代替交通手段や災害時帰宅支援ステーションの確保、災害関連情報等の提供等による帰宅支援

(第3回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 東京都提供資料)

事例 No	153	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	鉄道の再開方法検討
事象等	大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会				
実施者	東京都				
概要	東日本大震災時には、鉄道の運休や再開を巡り大混乱したことから、首都圏の鉄道事業者の運転再開状況と情報提供について検証し、今後の対策を検討するための協議会を立ち上げた。				

○大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会の開催について

平成23年4月18日
国土交通省鉄道局

「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開
のあり方に関する協議会」の開催について

標記協議会を下記の通り開催しますのでお知らせします。

記

1. 目的

本協議会は、東日本大震災発生時における首都圏鉄道の運転再開状況と旅客への情報提供等を検証し、課題の抽出と対応策を検討することを目的とする。

2. 検討項目

- (1) 東日本大震災発生時における運転再開に向けた各鉄道事業者の対応状況の調査
- (2) 地震発生時における各鉄道事業者の対応要領の整理
- (3) (1)及び(2)を踏まえた課題の抽出及び対応策の検討

3. メンバー

- (1) 鉄道事業者（12事業者）
東日本旅客鉄道㈱、東武鉄道㈱、西武鉄道㈱、京成電鉄㈱、京王電鉄㈱
小田急電鉄㈱、東京急行電鉄㈱、京浜急行電鉄㈱、相模鉄道㈱、東京地下鉄㈱
東京都交通局、横浜市交通局
- (2) (独)交通安全環境研究所
- (3) 国土交通省

4. 第1回協議会

- (1) 日 時 平成23年4月20日（水）14：00～16：00
- (2) 場 所 合同庁舎第2号館 国土交通省第2会議室B
- (3) 議 題
 - ① 協議会について
 - ② 東日本大震災発生時における運転再開に向けた各鉄道事業者の対応状況の調査方法について
 - ③ 地震発生時における各鉄道事業者の対応要領の整理方法について
 - ④ その他

5. 取材等

協議会は非公開ですが、会議冒頭のカメラ撮りは可能です。議事概要等については、会議終了後にお知らせします。

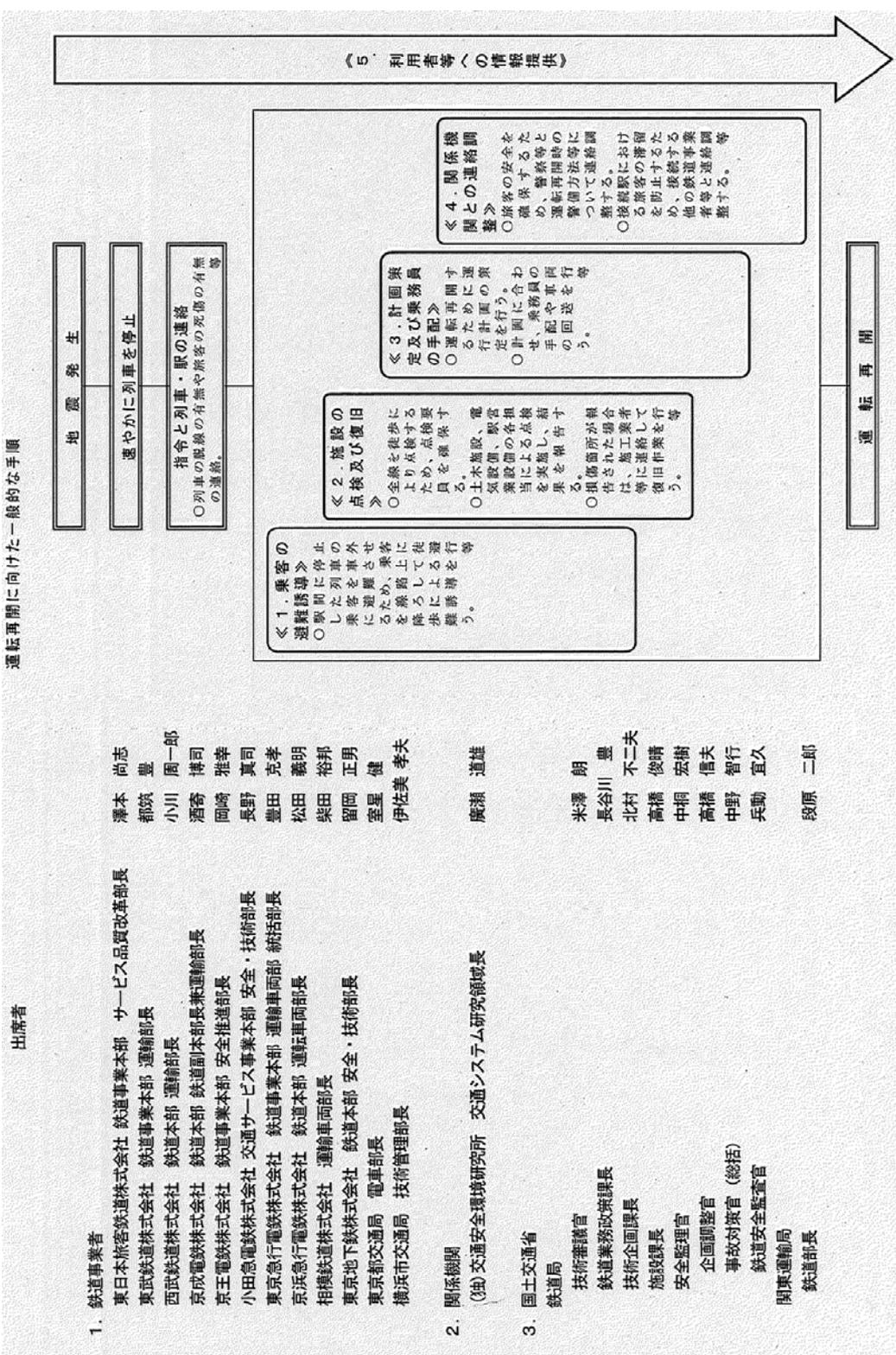
【連絡先】

国土交通省鉄道局安全監理官室
担当 中野・兵動
03-5253-8111(内40762)
03-5253-8548(直通)

(国土交通省鉄道局 2011年4月18日)

【参考：第2回協議会検討の結果（運転再開に向けた一般的な手順）】

○第2回協議会検討の結果について（1/2）



(第2回 大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会の結果について 2011年5月31日)

○第2回協議会検討の結果について（2/2）

課題

《1. 乗客の避難誘導》

○避難誘導
 ・災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、各列車を降車した後の避難誘導状況の把握に時間を要した。(9社)
 ・駅間停車した列車について、徒歩による乗客の避難誘導に時間を要した。(5社)
 ・駅間停車した列車について、次駅までの移動ができず、徒歩による避難誘導となったため時間を要した。(4社)

《2. 施設の点検及び復旧》

○点検及び復旧要員の確保
 ・一般電話や災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、点検要員の確保、及び復旧作業を行う工事請負業者への連絡に時間を要した。(16社)

○点検及び復旧の実施

・一般電話や災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、点検中の係員との連絡手段が沿線電話に限られたため、連絡に時間を要した。(15社)
 ・交通渋滞により現場への移動に時間を要した。(12社)
 ・近くに自社の地震計が無い場合に、自社の少し離れた地点の地震計における最大の震度に基づく点検を行ったが、より効率的な点検を検討する必要がある。(2社)
 ・一般の方が線路内に立ち入ったため、対応に時間を要した。(2社)

《3. 計画策定及び乗務員の手配》

○運行計画の策定
 ・運転再開や終夜運転にあたり、ダイヤ作成、乗務員手配、車両運用の調整に時間を要した。(7社)
 ・東京電力からの電力供給が発災直後から停止したため、運転再開に時間を要した。(2社)

○乗務員の手配等

・一般電話や災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、交代する乗務員の調整に時間を要した。(14社)
 ・公共交通機関が運転を休止していたため、出勤できない乗務員がいた。(10社)
 ・交通渋滞により、交代する乗務員が駅間等に停止した列車まで移動するのに時間を要した。(4社)

《4. 関係機関との連絡調整》

○警察等との連絡調整
 ・一般電話や災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、警察等との連絡に時間を要した。(9社)
 ・警察等へ協力要請を行ったが、要員の到着までに時間を要した。(6社)

○他の鉄道事業者との連絡調整

・一般電話や災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、他の鉄道事業者との連絡に時間を要した。(7社)
 ・他の鉄道事業者と連絡調整方法を事前に決めていなかったため、調整に苦勞した。(15社)
 ・運転再開後に旅客が集中し、安全確保のため運転を休止せざるを得なかった。(2社)

《5. 利用者等への情報提供》

○旅客への情報提供
 ・一般電話や災害時優先以外の携帯電話が繋がりにくく、他の鉄道事業者の運転状況の把握に時間を要した。(9社)
 ・駅に集まってきた人々に対して、他路線も含めた幅広い情報提供ができなかった。(10社)
 ・ホームページに掲載している運行情報の更新が、アクセス集中等により時間を要した。(3社)

○報道機関への情報提供

・一般電話が繋がりにくく、報道機関との連絡に時間を要した。(8社)

事例 No	154	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅困難者の一時避難先の確保
事象等	主要駅に飲料水・救急用品 3 万人分を備蓄				
実施者	JR 東日本				
概要	JR 東日本は、大規模災害が発生した際には、主要駅を待機所として開放する方針を決めた。また、情報提供のおよび通信環境の整備や飲料水や毛布、救急用品などを備蓄する方針を固めた。				

帰宅困難者対策の進捗状況について

2012年 3月 9日
東日本旅客鉄道株式会社

当社が取り組んでいる帰宅困難者対策の進捗状況は次のとおりです。

1 駅の一時滞在場所の選定及び定められた避難場所への案内・誘導について

○東京30km圏内各駅での一時的にお客さまにお待ちいただくスペースの確保

- ・駅の一時滞在可能なスペースや誘導方法を検討した結果、約200駅において、安全性の確認等を前提として一時滞在場所を提供することとしました。
- ・スペースが無い駅においてもトイレ、公衆電話等を最大限提供していきます。

○自治体等関係各機関との協議

- ・昨年12月、横浜市磯子区と当社横浜支社間で災害発生時の対応に関する協定を締結しました。
- ・東京30km圏内254駅に対して83自治体が協議の対象となりますが、11自治体との協議が終了し、43自治体との協議を行っているところです。
- ・未着手の関係自治体等についても引き続き協議を進めます。

2 情報提供および通信環境の整備

○異常時案内用ディスプレイでの情報提供

- ・3月末までに、新たに約10駅に異常時案内用ディスプレイを設置し、合計約120駅（約400台）で設置が完了します。発災時には、震災情報の放送を行い、情報提供に活用していきます。



異常時案内用ディスプレイ

○公衆無線LAN・WiMAX基地局の整備

- ・発災時にお客さまが自律的に情報を得るために、駅構内公衆無線LANアクセスポイントの設置を検討していきます。
- ・WiMAX屋外基地局からの電波が届きにくい駅改札内コンコース・地下ホームに屋内基地局の設置を進めます。

3 備蓄品

○主要ターミナル駅への水や毛布等の配備

- ・備蓄品を配備する約30駅のうち、3月末までに上野・大宮・新橋などの17駅において、災害時要援護者を対象とした飲料水・毛布・救急用品等の配備を完了します。
- ・東京、新宿など大規模駅についても、備蓄スペースの確保や既存分に加えた想定備蓄数の確保などに取り組んでいる段階です。



新宿駅の配備状況

(第3回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 JR 東日本提供資料)

事例No	155	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	徒歩帰宅者支援施設の確保
事象等	災害時における帰宅困難者支援に関する協定の締結事業者拡大				
実施者	東京都				
概要	首都圏の9都県市では、徒歩帰宅者への支援のため、コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等と帰宅者深淵のための協定を締結。震災後、さらに事業者を拡大している。				

〇九都県市の徒歩帰宅者支援の取り組み

九都県市のこれまでの取り組み

徒歩帰宅者への支援

▶コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等と徒歩帰宅者支援のための協定を締結(⇒災害時帰宅支援ステーション;約16,250店舗)

- ①水道水の提供
- ②トイレの使用
- ③地図等による道路情報、通行可能な道路の情報の提供

帰宅支援に関する状況

- ▶3.11当時、コンビニエンスストア等での帰宅困難支援を知らなかった人が約6割
- ▶知らなかった人の約8割が「次回は活用する」と回答

※東京大学大学院 廣井悠助教の調査(2011年4月)による



帰宅困難者への情報提供体制に課題

(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会資料 2011年9月20日)

〇災害時帰宅支援ステーションについて

徒歩帰宅をサポートする強い味方 災害時帰宅支援ステーション

九都県市では、コンビニエンスストアやファーストフード、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドと、災害時の徒歩帰宅者支援のための協定を結んでいます。災害発生時には、水道水やトイレ、情報の提供を受けることができます。

コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン



ガソリンスタンド



協定を結んでいる店舗には、店頭ステッカーが貼られています。
※被災状況や立地などによりサービスを提供できない店舗もあります。

災害時帰宅支援ステーション一覧

【コンビニエンスストア】

ココストア	コミュニティストア
サークルK	サンクス
スリーエフ	キューズマート
セブン-イレブン	ミニストップ
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー
ファミリーマート	am/pm
ポプラ	生活彩家
ローソン	ナチュラルローソン
ショップ99	ローソンストア100

【ファーストフード】

モスバーガー	山田うどん
吉野家	CoCo壱番屋

【ファミリーレストラン】

デニーズ	ロイヤルホスト
シズラー	公公婆婆
シェーキーズ	

九都県市内石油商業組合加盟のガソリンスタンド
このほか、都立学校、神奈川県内の日産自動車販売店も災害時帰宅支援ステーションとなります。

(九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会作成リーフレット 2010年発行)

【参考：災害時における帰宅困難者支援に関する協定の締結事業者】

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」締結状況一覧

No	事業者名	対象の店舗名	協定締結年月日
1	株式会社サークルKサンクス	サークルK サンクス	平成 17 年 8 月 31 日
2	株式会社スリーエフ	スリーエフ キュウズマート	
3	株式会社セブン-イレブンジャパン	セブン-イレブン	
4	株式会社デイリーヤマザキ	デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア	
5	株式会社ファミリーマート	ファミリーマート a m / p m	
6	ミニストップ株式会社	ミニストップ	
7	株式会社ローソン	ローソン ナチュラルローソン	
8	株式会社吉野家	吉野家	
9	国分グロサリーチェーン株式会社	コミュニティ・ストア	平成 17 年 9 月 22 日
10	株式会社ココストア	ココストア	
11	株式会社ポプラ	ポプラ 生活彩家	
12	山田食品産業株式会社	山田うどん	平成 19 年 2 月 8 日
13	株式会社セブン&アイフードシステムズ	デニーズ	
14	ロイヤルマネジメント株式会社	ロイヤルホスト シズラー 公公婆婆	平成 20 年 6 月 11 日
15	株式会社モスフードサービス	モスバーガー	
16	アールアンドケーフードサービス株式会社	シェーキーズ	平成 20 年 11 月 21 日
17	株式会社九九プラス	SHOP 9 9 ローソンストア 1 0 0	平成 21 年 8 月 27 日
18	株式会社壺番屋	カレーハウスC o C o壺番屋	平成 22 年 8 月 20 日
19	ワタミ株式会社	和民 坐和民 和み亭 饗の屋 わたみんな ゴハン 炭旬 仰天酒場 TGI FR i DAY 'S	平成 23 年 6 月 20 日
20	チムニー株式会社	はな（花）の舞 さかなや道場 王道 チムニー やきとり道場 団欒炎 梅の木 知夢仁 麵丸・酒菜の二枚看板	
21	株式会社第一興商	ビッグエコー 祭一丁&ビッグエコー	平成 23 年 9 月 1 日
22	株式会社ビーアンドビー	カラオケ館	

※ この他、各都県で個別にガソリンスタンドと協定を締結している。

※ また、東京都では、全都立学校及び東京武道館を災害時帰宅支援ステーションとして指定し、神奈川県・横浜市・川崎市では、日産自動車系販売店等と協定を締結している。

(九都県市共同発表資料 2011年9月1日)

事例 No	156	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅困難者対策訓練
事象等	都内で幹線道路の通行規制を伴う大規模な防災訓練を実施				
実施者	東京都				
概要	東日本大震災を受けて、「防災の日」に合わせて防災訓練を実施した。警視庁では、午前9時から10分間、環状7号や国道16号など主要幹線道路を97箇所で一斉に通行止めにする異例の訓練を実施した。				

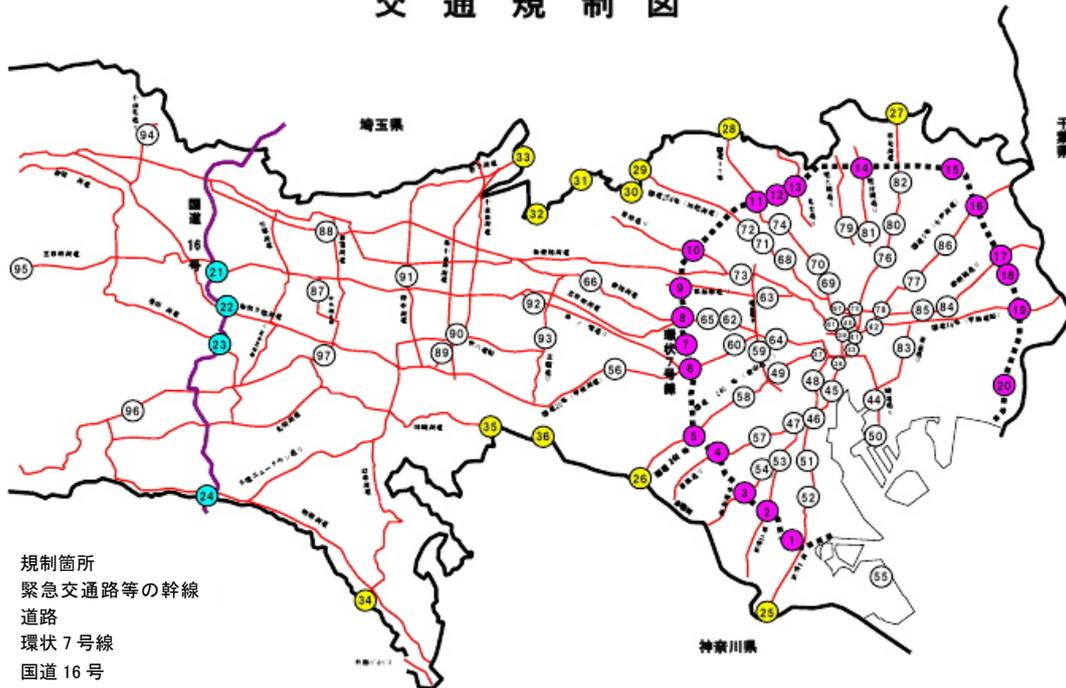
注) 著作権の関係から、ウェブサイト上に掲載する参考資料編には、新聞記事の転載は行っていない。

(「3.11の教訓生かせ 首都圏で直下地震訓練 防災の日」、読売新聞 2011年9月1日夕刊)

【参考：9月1日の避難訓練での交通規制箇所】

○9月1日の交通規制箇所

交通規制図

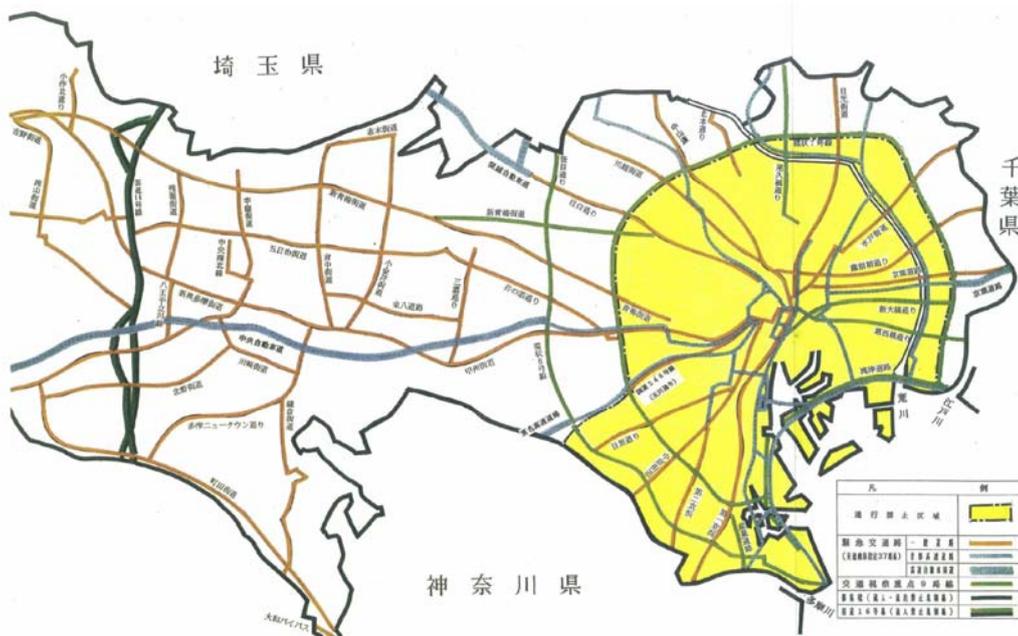


規制箇所
緊急交通路等の幹線
道路
環状7号線
国道16号

(警視庁作成資料)

○首都直下地震発生直後の交通規制と緊急輸送道路

大震災時における交通規制図（第1次）



(東京都地域防災計画 (震災編))

事例 No	157	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	帰宅困難者対策訓練
事象等	東京都等による大規模な防災模訓練の実施				
実施者	東京都など				
概要	東京都などでは、東日本大震災を受けて、大量の徒歩帰宅者が発生ことを受けて、大規模な防災訓練を実施した。東京都の主要駅等で、一般公募の鉄道関係者や百貨店の従業員ら1万人が参加して行われた。				

平成23年度東京都帰宅困難者対策訓練 概要

目的

東日本大震災により都内でも多くの帰宅困難者が発生した状況を踏まえ、行政及び民間事業者を中心に社会全体で取り組む一連の対策を検証するとともに、訓練を通じて都民への意識啓発を図る。訓練の検証結果は、協議会の議論に反映する。

実施日

平成24年2月3日(金)

会場

新宿駅周辺、東京駅周辺、池袋駅周辺及び臨海部

主催者

東京都、埼玉県、千代田区、新宿区、豊島区

参加人数

約12,000人

新宿会場 約5,500人

東京会場 約3,700人

池袋会場 約2,800人

臨海部 約360人(内数)



平成23年度東京都帰宅困難者対策訓練 概要

訓練概要

- 一斉帰宅の抑制の検証
企業などによる従業員の待機、家族との安否確認の実施
百貨店や鉄道事業者による利用者の保護
- 一時滞在施設への円滑な誘導の検証
多様な情報提供手段による、帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な誘導と受け入れ訓練
- 正確で迅速な情報提供の検証
大型ビジョン、デジタルサイネージ、SNS※等、多様な手段による情報提供
※Twitter, Facebook, mixi
- 安全確保後の帰宅支援(池袋駅周辺会場及び臨海部会場で実施)



各会場の主な特徴

新宿駅周辺	池袋駅周辺	東京駅周辺	臨海部
<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等多様な手段による情報提供 ・百貨店での利用者保護 ・一時滞在施設への誘導のブランド化 	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店での利用者保護 ・徒歩帰宅訓練と帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・高層ビル一棟での一斉帰宅抑制 ・デジタルサイネージを活用した一時滞在施設への誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上自衛隊、海上保安庁、在日米海軍等と連携した海上代替輸送
<p><3駅共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅構内での利用者保護 ・SNS等を活用した家族との連絡訓練 			

(第3回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 東京都提供資料)

事例 No	158	分類	東日本大震災を踏まえた取り組み	類型	震災時の新たな交通規制
-------	-----	----	-----------------	----	-------------

事象等 震災時の新たな交通規制の方針

実施者 警視庁

概要 警視庁は、東日本大震災で発生した際に、道路の渋滞により緊急車両の通行が妨げられたことを教訓として新たな交通規制の方針を発表した。主な変更点は以下の通り。

- 震度「5強」でも通行規制を行える
- 環状7号線の外に向かう車は通行可能にする
- 緊急車両の「専用路」(7路線)と緊急車両と救援物資を運ぶ車両の通行路(31路線)と2段階で規制する

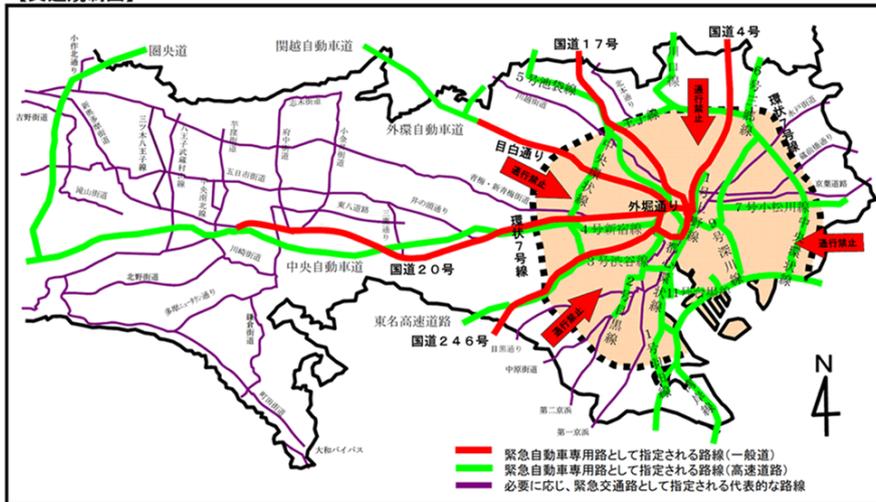
大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制(第一次交通規制)を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保(第二次交通規制)するものです。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、道路交通法に基づく交通規制を実施するものとします。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。
- 2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
信号制御により、都心方向への流入を抑制する。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道 他)	国道17号(中山道・白山通り 他)
国道20号(甲州街道 他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外総通り
高速自動車国道・首都高速道路	

- 4 都内に極めて大きな被害が生じている場合
被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じて、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青橋・新青橋街道	川越街道	北本通り	水戸街道
龍前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
平塚街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
海山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制します。

警視庁

(警視庁作成資料「大震災(震度6弱以上)発生時の交通規制が変わりました」)